



福岡県医発第509号（地）

平成21年6月 5日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武

（公印省略）

救急勤務医支援事業及び産科医等育成・確保支援事業並びに
地域医療再生基金及び災害拠点病院等の耐震化整備について

平成21年度予算において認められた救急勤務医支援事業及び産科医等育成・確保支援事業につきましては、平成21年2月2日付け福岡県医発第2254号にて貴会に情報提供させていただいているところであります。

今般、日本医師会より、両事業に係る実施要綱及び補助金交付要綱を入手した旨、通知がありましたので、別添のとおりお送りいたします。両事業については、県や市町村が負担しない場合でも補助は可能であるが、事業主負担が増えることとなりますので、貴会におかれましても、本件にご了知いただきますようお願い申し上げます。

また、平成21年度補正予算案の内、地域医療再生基金及び災害拠点病院等の耐震化整備（設置基金）に関する資料についても別添のとおり送られてまいりました。両基金の詳細については、後日改めて関係資料が送付されるということです。

つきましては、貴会におかれましても、本件にご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

(地Ⅰ47)

平成21年5月28日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

内 田 健 夫
三 上 裕 三



救急勤務医支援事業及び産科医等育成・確保支援事業並びに
地域医療再生基金及び災害拠点病院等の耐震化整備について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成21年度予算において認められた救急勤務医支援事業及び産科医等育成・確保支援事業につきましては、平成21年1月15日付（地Ⅰ187）の文書をもって、貴会に情報提供をさせていただいているところであります。

今般、両事業に係る実施要綱及び補助金交付要綱を入手いたしましたので、お送りいたします。両事業については、都道府県や市町村が負担しない場合でも補助は可能であるものの事業主負担が増えることとなりますので、貴会におかれましても、本件につきご了知いただくとともに、都道府県及び市町村に対し予算の確保を働きかけていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

また、平成21年度補正予算につきましても、本会では各種の要望を厚生労働省に対して行っているところでありますが、補正予算案の内、地域医療再生基金及び災害拠点病院等の耐震化整備（基金設置）に関する資料を入手いたしましたので、併せてお送りいたします。両基金については、（独）福祉医療機構による優遇融資の拡充とともに、地方負担分を対象とする内閣府所管の交付金も創設されています。詳細につきましては、後日改めて関係資料をお送りしたいと存じます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。



産科医等育成・確保支援事業（新規）

産科医等育成・確保支援事業(新規) 2,834,807千円(0千円)

① 産科医等確保支援事業 2,770,207千円(0千円)

産科医等の処遇を改善しその確保を図るため、分娩手当等を支給する分娩取扱機関に対して財政支援を行う。

(対象経費) 産科医等に対する手当(分娩取扱手当)

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣が認める者※)

※高額な分娩費用を得ている分娩取扱機関を除く。

(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内)

(積算単価) 10千円/件

(創設年度) 平成21年度

② 産科医等育成支援事業 64,600千円(0千円)

臨床研修修了後の後期研修で産科を選択する者の処遇改善を行う医療機関に対して財政支援を行い、産科を志望する若手医師等へのインセンティブを与える。

(対象経費) 産科後期研修医に対する手当(研修医手当等)

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内)

(積算単価) 1人あたり月額5万円

(創設年度) 平成21年度

(別 添)

産科医療確保事業実施要綱

第1 産科医等育成・確保支援事業

1 目的

この事業は、実際に分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所（以下「分娩施設」という。）及び産科・産婦人科医師が減少する現状に鑑み、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図るとともに、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

3 対象施設

(1) 産科医等確保支援事業

以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

ア 就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、分娩を取り扱う産科・産婦人科医師及び助産師（以下「産科医等」という。）に対して、分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）について明記している分娩施設であること。

なお、個人が開設する分娩施設においては、開設者本人への手当の計上が会計処理上困難であることから、雇用する産科医等に対する手当の支給について、雇用契約等に明記しているなど、各都道府県知事が適当と認める場合は開設者本人についても対象とする。

イ 一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等をいう。以下同じ。）として徴収する額が50万円未満の分娩施設であること。（当該年度の正常分娩の金額を適用する。）

なお、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めない。

(2) 産科医等育成支援事業

以下の要件をすべて満たし、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

ア 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研

修（以下「臨床研修」という。）修了後、産婦人科専門医の取得を目的として、指導医の下、研修カリキュラムに基づき研修を受けている者（以下「産科専攻医」という。）を受け入れている医療機関（社団法人日本産科婦人科学会が指定する卒後研修指導施設等）であること。

イ 就業規則、または雇用契約等において、産科専攻医の処遇改善を目的とした手当（研修医手当等）の支給について明記している医療機関であること。

4 事業内容

（1）産科医等確保支援事業

地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給すること。

（2）産科医等育成支援事業

臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し研修医手当等を支給すること。

医療提供体制推進事業費補助金交付要綱
(産科医等確保支援事業)

別表 1

1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(11)産科医等育成・ 確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業 イ 産科医等育成支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者

別表 2

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
(11)産科医等育成・ 確保支援事業	ア 産科医等 確保支援事業	—	1 分娩当たり 10,000 円	分娩を取り扱う 産科・産婦人科 医及び助産師に 対して、処遇改 善を目的として 分娩取扱件数に 応じて支給され る手当（分娩手 当等）	3 分の 1
	イ 産科医等 育成支援事業	—	研修医 1 人 1 月当たり 50,000 円	臨床研修修了後 、指導医の下、 研修カリキュラ ムに基づき産科 ・産婦人科の研 修を受けている 者に対して、処 遇改善を目的と して支給される 手当（研修医手 当等）	3 分の 1

○産科医等確保支援事業の実施にかかるQ & A

【都道府県・市町村】

Q1：都道府県（市町村）の負担割合について、それぞれ2/3以内としている理由は何故でしょうか？

また、当県としては、分娩に携わった麻酔科医や小児科医への手当についても補助したいと考えています。

このような場合、国からの補助はどうなるのでしょうか？

A1：当該事業の補助にあたっては、国が1/3を負担し、残りの2/3については、都道府県、市町村が財政状況に応じて、より弾力的な運用が行えるよう、それぞれ、2/3以内の負担割合としています。

なお、詳細につきましては、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱をご参照下さい。また、都道府県（市町村）の単独事業として麻酔科医や小児科医についても、手当を支給していただいても結構ですが、当該事業の申請又は実績報告における対象経費及び都道府県（市町村）補助額には、産科・産婦人科医及び助産師以外の者への手当は含めないで下さい。

Q2：当県では財政事情が非常に厳しいため、分娩手当の財政負担が困難な状況です。

このような場合、国から直接、医療機関等に対して国庫補助が行われるのでしょうか？

A2：分娩手当への国庫補助については、都道府県、市町村（市町村が財政負担を行う場合）を通じて医療機関等に対して交付されることになります。

このため、各都道府県におかれましては、当該事業にかかる財政負担を行わない場合であっても（市町村は財政負担を行う場合）、所管の医療機関への周知や申請等にかかる事務手続きを行っていただくとともに、国からの補助金の受入（歳入）及び支出（歳出）科目について予算計上していただくようお願いします。

Q3：国立大学法人や独立行政法人が開設する医療機関への補助は可能でしょうか？

A3：国立大学法人、独立行政法人への補助については、個別事業ごとに総務省（自治財政局財務調査課）に協議していただき、同意を得ることで可能となります。

協議にあたっては、当該補助が地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体住民に対して特別に医療を提供する場合※における寄附（補助金）であること等について、十分な説明を行ってください。

※例えば、国立大学法人等が当該事業を実施することで、単に現状の産科医療提供体制を維持するだけでなく、新たに産科医療が提供される場合や、産科医療提供体制の拡充に資する場合などが考えられます。

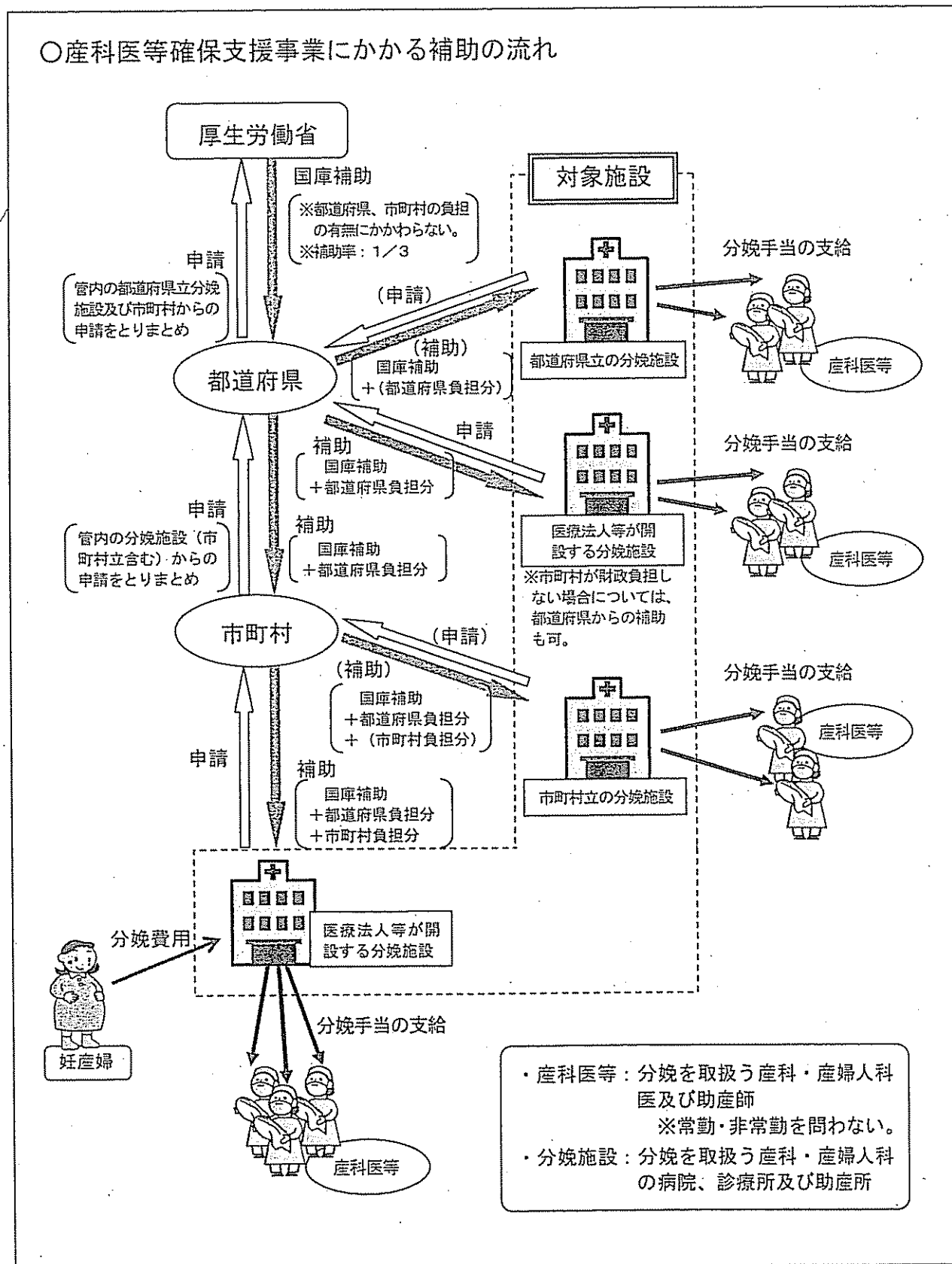
詳細につきましては、平成20年3月19日総務省自治財政局財務調査課長通知「地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部を改正する政令等について」をご参照下さい。

なお、国立大学法人等に対する補助にあたって、都道府県及び市町村が負担せず、国庫補助分のみ交付される場合については、総務省への協議は必要ありません。

また、国立大学法人等が所管官庁から、この事業に対する運営費交付金を受けている場合については、補助が重複しないよう法人への確認等をお願いします。

(参考)

○産科医等確保支援事業にかかる補助の流れ



【病院・診療所・助産所】

Q1：当院では、分娩手当の支給に係る就業規則の改正時期が6月以降になりますが、改正後就業規則の適用を4月1日として、産科医等に対し4月分まで遡って手当を支給しようと考えています。

このような場合、4月分から国庫補助の対象経費に計上して良いのでしょうか？

A1：就業規則の改正が4月1日に適用され、手当が遡って支給されるのであれば、4月分から計上して差し支えありません。

ただし、当該事業における年度の区分は4月1日から翌3月31日までに取扱った分娩にかかる手当分となりますので、前年度以前に取り扱った分娩にかかる手当については、当該年度の対象経費に含めることはできません。

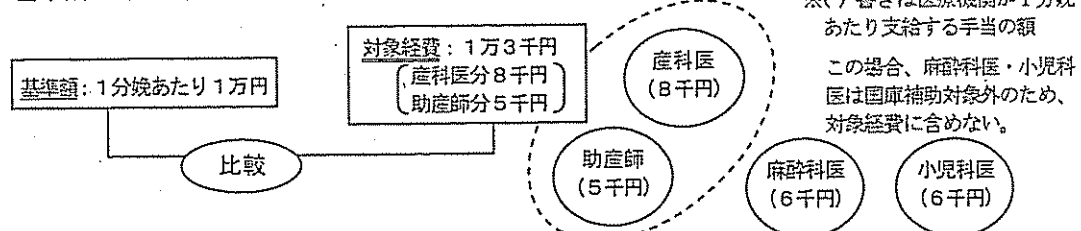
Q2：当院では、常勤の産科医以外にパートや派遣で雇用している産科医や助産師に対しても分娩手当を支給していますが、これを国庫補助の対象経費に計上しても良いのでしょうか？

A2：雇用契約等の文書に手当の支給について明記されており、かつ、実際に貴院から当該職員に対して分娩手当が支給されていることが確認できれば、対象経費に計上して差し支えありません。

Q3：当院では、産科医、助産師以外に分娩に携わった麻酔科医、小児科医にも手当を支給していますが、補助金の申請において、どのような取り扱いになるのでしょうか？

A3：分娩手当への国庫補助にあたっては、基準額（1分娩あたり1万円）と、対象経費（分娩に携わった産科・産婦人科医及び助産師に対する手当）を比較して少ない方の金額から補助額を算出しますが、麻酔科医、小児科医等については、当該補助事業の対象外であるため、対象経費に含めることができません。

○ 基準額と対象経費の比較イメージ図



この場合の補助額は、
 $1万円(1万円 < 1万3千円) \times 1/3(補助率) + 都道府県・市町村の負担額$ となります。

注) 実際は1分娩ごとに比較を行うのではなく、年間の分娩件数にかかる対象経費と基準額をそれぞれ積み上げたもので比較します。

Q4：双子の分娩を取り扱った場合は、分娩件数は2件と数えて良いのでしょうか？

A4：双子の分娩を取り扱った場合については、当該事業の基準額の算定にあたって、分娩件数2件と計上して差し支えありません。

ただし、対象経費については、実際に病院、診療所又は助産所での支給方法に応じて計上してください。（実際に1件分しか支給していない場合は、基準額に合わせて対象経費を2倍にしないで下さい。）

また、死産（妊娠22週以降）の取り扱いについても、分娩件数に計上して差し支えありません。

Q5：個人で産婦人科診療所を開設している院長です。

自分でも分娩を取り扱っているのですが、会計処理上、診療所の収支差が私の収入となり、自分への給与（手当）を費用に計上することができません。

このような場合、自分は分娩を取り扱っても補助の対象とはならないのでしょうか？

A5：他の産科医や助産師を雇用されている場合

雇用している他の産科医や助産師に対する分娩手当について、雇用契約等に明記し、支給されていることを条件に、院長本人が分娩を取り扱った場合についても補助対象とします。

この場合、国庫補助対象経費としては、院長分の手当見合いとして、“他の医療従事者への手当の支給単価×院長自身が取り扱った分娩件数”を計上して差し支えありません。

他の産科医等を雇用せず、お一人で経営されている場合

貴院に対して当該事業の補助を行うことについて、都道府県知事が適当であると認めた場合に補助対象となりますので、所管の都道府県衛生主幹部（局）にご相談下さい。この場合、対象経費には、分娩手当見合いとして“貴院における年間分娩取扱件数×1万円（基準額）”以内の金額を計上して差し支えありません。

Q6：産科医療確保事業実施要綱に、「1分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用として徴収する額が50万円未満」と記載されておりますが、どのように算出すれば良いのでしょうか？

A6：貴院の正常分娩の取り扱いにおいて、妊産婦が負担する、入院から退院までにかかる分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等の標準的な金額を算出してください。

なお、妊産婦が任意に選択できる記念品や特別料理などの付加サービスは除いていただいて結構ですが、全病床個室の医療機関における個室料金や食事料など、実質、ほとんどの妊産婦が負担している費用は標準的な分娩費用に含めてください。

また、正常分娩、異常分娩を問わず当該事業の補助対象となります。

Q7：年間の分娩件数や手当の支給額については、どのように見込めば良いのでしょうか？

A7：補助金の申請時には、過去の実績や事業計画等に基づき当該年度の見込みを計上してください。

なお、国庫補助を受けた場合、翌年4月10日までに実績報告を行うこととなっており、その際に実際の実績に置き換えて頂き精算することになりますが、見込みより実績が少なく、補助金が過度に交付された場合においては、超過交付された額を返還していただくことになります。

ただし、見込みより実績が多かった場合については、当該年度の実績について翌年度以降の追加交付は行いませんので、より実態に近い数値を計上するとともに、当該年度の実績が大幅に増える場合は、平成21年度分につきましては平成22年1月20日までに変更交付申請を行うことができますので、事務手続きについて、所管の都道府県、市町村にご相談下さい。

救急勤務医支援事業（新規）

救急勤務医支援事業(新規)

2,044,967千円(0千円)

救命救急センター及び第二次救急医療機関(総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターを含む)に勤務する救急医(産科医、麻酔科医、新生児科医、小児科医等を含む)の処遇改善を図るため、休日・夜間において新たに救急勤務医手当(宿日直手当や超過勤務手当とは別)を創設する。

(対象経費) 勤務医に対する手当(救急勤務医手当)

(補助先) 都道府県(間接補助先:厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内)

(積算単価) 土日祝日の昼間13,570円/回、夜間18,659円/回

(創設年度) 平成21年度

※ 都道府県、市町村が負担しない場合でも補助が可能。

救急医療対策事業実施要綱

(救急勤務医支援事業抜粋)

第10 救急勤務医支援事業

1. 目 的

この事業は、医療機関における休日及び夜間において救急医療に従事する医師に対し、救急勤務医手当^(注)を創設し、過酷な勤務状況にある救急医等の処遇改善を図ることを目的とする。

2. 補助対象

都道府県の医療計画等に基づき、地方公共団体又は地方公共団体の長の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する救命救急センター、第二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターで、厚生労働大臣が適当と認めたものを対象とする。

3. 運営方針

医療機関の長は、救急医療に従事する医師（ただし、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターにおいては、産科医、麻酔科医、新生児科医、小児科医等を含む。）に対し、救急勤務医手当を支給することを就業規則等に盛り込むものとする。

なお、救急勤務医手当の創設に当たっては、既存の手当の減額を伴う就業規則の改正等を行ってはならないものとする。

(注)救急勤務医手当とは、宿日直手当や超過勤務手当とは別に、医師の救急医療への参画を条件に当該医療機関に勤務する職員に対して支給される手当全般を指すものとする。

(別添 1)

診療日の設定方法

○共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業参加病院及び救急勤務医支援事業

診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

区 分	対象時間及び最低診療時間
休日 休日 A 休日 B	午前 8 時から午後 6 時まで診療を行うもの
休日 C	午前 8 時から午後 1 時まで診療を行うもの又は午後 1 時から午後 6 時まで診療を行うもの
夜間	午後 6 時から翌日午前 8 時まで診療を行うもの

(注) 休日の取扱い

①休日 A

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

②休日 B、休日 C

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取り扱えるのは、事業主体である地方公共団体が、共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業又は救急勤務医支援事業実施地区において、別に定める基準以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で共同利用型病院運営事業又は小児救急医療支援事業を実施した場合とする。

ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く月曜日から土曜日の間に 1 日のみとする。

医療提供体制推進事業費補助金交付要綱
(救急勤務医支援事業抜粋)

別表 1

1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(1) 救急医療対策事業	シ 救急勤務医支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体 ^(注1) 及び厚生労働大臣が適当と認める者 ^(注2)

(注1) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会をいう。

(注2) 地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体を除く。なお、独立行政法人、国立大学法人等を事業者とする場合には、必要に応じてあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ること。

別表 2

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
(1) 救急医療対策事業	シ 救急勤務医支援事業	ー	1人1回当たり 休日 13,570 円 (日中) 夜間 18,659 円 (注) 基準額の算出に当たっては、別添1における診療日の区分ごとにそれぞれ1回とみなして算出するものとする。	休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当(医師への手当のうち、救急医療に従事することに対する対価であることが就業規則等に明記しているもの。))	3分の1

厚生労働省医政局指導課所管補助金に関するQ&A(救急勤務医支援事業)

H21.3.12現在

番号	補助金名等	事業区分等	質問等	回答	備考
1	医療提供体制推進事業費補助金	救急勤務医支援事業(補助の枠組み)	都道府県の負担割合が1/3以内とされているが、都道府県の持ち出しがない場合でも補助の対象となるか。	負担割合については、多くの要望があったことから、国が負担する1/3以外について、都道府県、市町村、事業者の間で調整を可能としたものなので、都道府県の持ち出しがない場合でも補助の対象となります。	平成21年3月4日回答
2	医療提供体制推進事業費補助金	救急勤務医支援事業(補助の枠組み)	市町村も1/3以内で負担が可能となっているが、市町村が負担する場合の補助金交付スキームはどのようなものを想定しているのか。	市町村が財政負担する場合については、国から都道府県及び市町村を経由して医療機関(都道府県立、市町村立を除く。)に交付されることとなります。	平成21年3月4日回答 平成21年3月12日修正
3	医療提供体制推進事業費補助金	救急勤務医支援事業(補助の枠組み)	都道府県や市町村の財政負担を強制しない事業とのことであるが、都道府県又は市町村が財政負担しない場合に市町村を経由せずに医療機関に補助することができるようにならないか。	主管課長会議等において、多くの都道府県の方から同様のご要望をいただきました。事業主負担を発生させないため、可能な限り自治体による財政負担に協力いただきたいところではありますが、ご要望を踏まえて交付要綱案を修正し、仮に市町村が財政負担しない場合には市町村を経由せずに補助することも可能とします。	平成21年3月12日回答
4	医療提供体制推進事業費補助金	救急勤務医支援事業(補助の枠組み)	都道府県又は市町村のどちらかが1/3を財政負担しない場合に、他方の都道府県又は市町村が2/3を財政負担することは可能か。	交付要綱案に記載しているとおり、可能です。	平成21年3月12日回答
5	医療提供体制推進事業費補助金	救急勤務医支援事業(補助の枠組み)	国立病院機構、国立大学法人などへは、国から直接交付するのが良いと思うが、あくまでも都道府県を経由した補助を原則するのか。	医療法上、救急医療を含めた地域医療の確保は都道府県の責務であり、国はその支援を行う立場であるので、都道府県を経由して補助を行うことを原則とします。	平成21年3月4日回答
6	医療提供体制推進事業費補助金	救急勤務医支援事業(手当の内容)	補助の対象となる手当の創設時期はいつからか。	平成21年4月1日(又は平成21年度予算成立日)以降に就業規則等の改正を行い創設(増額)したものであれば補助の対象となります。	平成21年3月4日回答
7	医療提供体制推進事業費補助金	救急勤務医支援事業(手当の内容)	平成21年4月以前から実施している救急勤務医手当相当について補助することはできないか。	平成21年度の新規事業であるため、平成20年度と比較した処遇の改善は必須であり、質問の場合においては補助の対象外となります。	平成21年3月12日回答
8	医療提供体制推進事業費補助金	救急勤務医支援事業(手当の内容)	オンコール手当などの待機手当についても補助対象経費とできるか。	待機手当は補助の対象外となります。	平成21年3月4日回答
9	医療提供体制推進事業費補助金	救急勤務医支援事業(手当の内容)	非常勤医師に対する手当も補助対象経費とできるか。	事業主体である施設に雇用されている医師に対する手当であれば補助の対象となります。	平成21年3月4日回答
10	医療提供体制推進事業費補助金	救急勤務医支援事業(手当の内容)	既存の当直手当などを廃止して、救急勤務医手当に切り替えて手当制度を創設した場合も補助の対象となるか。	既存の手当の単価を超える部分については、補助の対象となります。	平成21年3月4日回答

番号	補助金名等	事業区分等	質問等	回答	備考
11	医療提供体制推進事業費補助金	救急勤務医支援事業(手当の内容)	宿日直手当に救急医療に従事することが考慮され、通常の事務職員等より高い金額で設定されている宿日直手当については補助の対象となるか。	「救急医療に従事することを考慮」していることを就業規則上で明らかにし、かつ、救急医療に従事することに係る金額も明確であれば、補助の対象となります。 ただし、宿日直手当の金額に差を設けることだけをもって救急医療に従事することを考慮しているとの判断はできませんので、差があるというだけであれば補助の対象外となります。	平成21年3月12日回答
12	医療提供体制推進事業費補助金	救急勤務医支援事業(基準額)	手当の金額設定の考え方は、1日当たりなのか、1回の診療当たりなのか。	1回の勤務当たりです。つまり、診療人数等に応じて基準額が変動することはありません(診療人数等に応じて支給される手当であっても、対象経費として計上することは構いません。)	平成21年3月4日回答
13	医療提供体制推進事業費補助金	救急勤務医支援事業(基準額)	「基準額の算定に当たっては、別添1における診療日の区分ごとにそれぞれ1回とみなして算出する」とされているが、診療日の区分ごとの時間帯をすべて通して勤務しなければ1回分を計上できないのか。	診療日の区分ごとの時間帯のうち少しでも救急対応を行っている場合、基準額の計算に当たっては1回分として計上することが可能です。	平成21年3月12日回答
14	医療提供体制推進事業費補助金	救急勤務医支援事業(対象となる施設・診療科)	救急告示を受けている医療機関において、認定を受けている診療科以外も手当支給実績があれば補助の対象となるか。	補助の対象となるには医療計画における位置付けが必要(告示の有無は問いません)です。診療科にかかわらず、実際の救急対応を行っていれば補助の対象となります。	平成21年3月4日回答
15	医療提供体制推進事業費補助金	救急勤務医支援事業(対象となる施設・診療科)	以前のQ&Aでは病院群輪番制病院は当番日のみ対象とするとのことだったが、この条件はなくなったのか。	救急医療に従事しているのであれば、就業規則等の規定のしかたにもよりますが、病院群輪番制の当番日以外であっても補助の対象となります。	平成21年3月12日回答
16	医療提供体制推進事業費補助金	救急勤務医支援事業(対象となる施設・診療科)	No.14の回答中、「医療計画における位置付けが必要」とのことだが、どのような「位置付け」か。	救急医療機関であれば、二次救急医療機関又は三次救急医療機関としての位置付けです。	平成21年3月12日回答
17	医療提供体制推進事業費補助金	救急勤務医支援事業(対象となる施設・診療科)	第二次救急医療機関には、小児救急の二次(輪番制・拠点病院)も含まれるのか。	含まれます。	平成21年3月12日回答
18	医療提供体制推進事業費補助金	救急勤務医支援事業(その他)	産科医等確保支援事業のQ&Aと同様、国立大学法人等へ国庫補助のみを交付する場合には総務省との協議は不要か。	本質問については、国庫補助事業というよりも地方財政再建促進特別措置法等に係るものであり、所管の総務省にお尋ねください。	平成21年3月12日回答

地域医療再生基金事業について

3, 100億円

1. 趣旨

救急医療の確保、地域の医師確保など、地域医療の課題を解決するため、都道府県が策定する計画（地域医療再生計画）に基づき事業を実施する。

2. 地域医療再生計画の策定

- 都道府県が、2次医療圏を対象に策定（複数の医療圏を対象にすることも可）
- 平成21年度中の策定を基本とする
- 計画期間は5年程度

3. 基金の設置

- 国は、地域医療再生計画の内容を認定し、地域医療再生計画の実行に必要な費用を都道府県に交付
- 都道府県は基金（地域医療再生基金）を設置

4. 計画に基づく事業（補助対象事業）

- 救急、周産期医療などについて医療機能連携による診療機能の強化や、持続的な医師確保の仕組みづくりのための事業（地域の実情に応じて実施するため、あらかじめメニューを限定しない）

※対象経費は、ハード（施設・設備整備）、ソフト（事業運営）の費用双方

※既存の国庫補助事業との併用可

地域活性化・経済危機対策臨時交付金の概要

「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）において、「地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

1 平成21年度補正予算計上額 1兆円

2 所管 内閣府（地域活性化推進担当室） ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象：実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法：実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額：地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じて、外形基準に基づき設定
※財政力の弱い団体や離島や過疎等の条件不利地域等に配慮するとともに、財政力が著しく高い団体については一定の制限を行う。

4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当

○地方単独事業

○国庫補助事業（法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。）

5 事業例

●地球温暖化対策

自治体や公立学校等への太陽光パネルの設置、自治体の公用車の環境対応車への買換え 等

●少子高齢化 社会への対応

介護施設の緊急整備、保育所施設整備 等

●安全・安心の実現

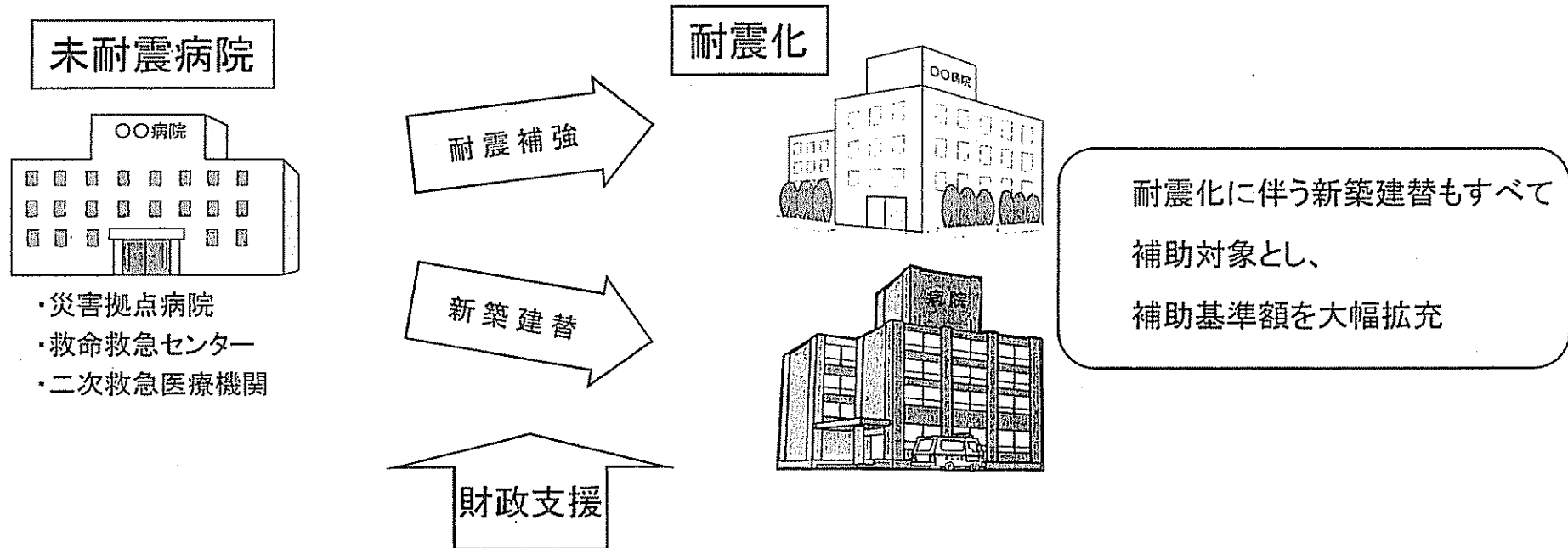
消防防災資機材の整備、救急・救助体制の整備 等

●その他

災害拠点病院等の耐震化整備

災害拠点病院等の耐震化整備について、各都道府県に基金を設置し費用を助成

約1200億円



○対象事業

未耐震の災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関が行う耐震化のための新築、増改築、耐震補強工事

○基準額

- ・災害拠点病院、救命救急センター : 約23.8億円
- ・二次救急医療機関 : 約14.2億円

○補助率

国1/2、県1/2以内、事業主1/2以内

(独)福祉医療機構における優遇融資の拡充

1. 耐震整備に取り組む医療機関に対する優遇融資

耐震化の施設整備を行う医療機関について融資条件を緩和

融 資 率：建設費の 80 %	→	90 %
金 利：財投金利 + 0.5 %	→	財投金利と同率等
限 度 額：7.2 億円	→	(総事業費 - 補助金)の範囲

2. 地域医療再生計画に基づき実施する整備事業の優遇融資

施設整備の融資条件について地域医療再生のための計画に基づく場合を緩和

融 資 率：建設費の 80 %	→	90 %
金 利：財投金利 + 0.5 %	→	財投金利と同率
限 度 額：7.2 億円	→	(総事業費 - 補助金)の範囲

3. 病院の資金繰り悪化への経営安定化資金による緊急対応

経済情勢の悪化に伴う経営環境の変化により資金繰りに困難を生じている病院の運転資金の融資条件を緩和

限 度 額：1 億円	→	7.2 億円
償還期間：7 年以内	→	10 年以内
保 証 人：2 人以上	→	1 人以上

地域活性化・公共投資臨時交付金の概要

「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）において、「本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて配分する「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

1 予算要求額 1兆3790億円（平成21年度補正予算）

※経済対策における公共事業等の追加に伴う地方負担総額の9割程度。

2 所管 内閣府（地域活性化推進担当室） ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

- (1) 交付対象：実施計画を策定する地方公共団体
- (2) 交付方法：実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付
- (3) 交付限度額：各地方公共団体の追加公共事業等（直轄及び補助）の地方負担額等をベースとして算定。
ただし、財政力の弱い団体等に配慮し、財政力指数等により調整。

4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当（建設地方債対象事業に限る）

○地方単独事業

○国庫補助事業（法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。）

※財政事情、地方単独事業の事業量、追加公共事業等の執行予定等に応じ、一部を基金に積み立て、平成22年度以降における地方単独事業等の財源とすることも可。

5 参考

- ・ 追加公共事業等の地方負担に対しては、補正予算債を充当可。
- ・ 地方単独事業の財源とする予定であった地方債等を追加公共事業等に係る地方負担の財源に振替えることにより、追加公共事業等の地方負担を実質的に軽減。